

## 伝染病による出席停止のお知らせ

いずみ第二保育園

佐々木宏子

下記の感染症は、学校保健安全法第19条により感染力のある期間に配慮して症状が回復し集団での生活が可能な状態となってから登園するように定められています。  
登園に際しては、下記の証明書に医師の証明印をいただき、担任へ提出してください。

理由(疾病名)	出席停止の期間(医師の認めた期間とする)
結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過しかつ、全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり抗菌薬による治療が終了後、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他( )	

※ 学校保健安全法第20条とは

学校長は伝染病にかかっている者、疑いのある者、おそれのある者について、出席停止をさせることができます。

※ その他の感染症は必要があれば、園医の意見を聞き、出席停止の措置をとることがあります。

----- キリトリセン -----

## 登園許可証明書

いずみ第二保育園 園長様

組 園児名

病名	
停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

上記の者は、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、登園をしても差し支えものと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印

保育園記入			
提出日	令和 年 月 日	受取者	
欠席日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		